

技師会と政治活動

井戸 靖司

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



政治活動というとうさんくさく、利益誘導で自分だけが得をするようなニュアンスがあり、アレルギーになっている会員もいると思う。日本診療放射線技師会が政治活動を行うことは、公益法人の理念から問題があるのではないかと、言われることもある。確かに本会の方針に政治活動はない。では、政治活動とはなんだろうか？

日本国憲法にある「思想信条、結社の自由」は、日本国民に認められた基本的権利であり、何びともこれを侵すことはできない。診療放射線技師の職能団体である本会は、責任を持って診療放射線技師の地位向上に向けた活動を進めなければならない。政治活動は特定の政治家や政治団体が行うものでなく、国民一人一人が自分の意見を発信していく、これが基本的な政治活動だと思う。政治はまつりごとであり、国民から委託された議員が進めていくもので、国民の総意の下で行われる。特にこれが政治活動であるというものはなく、国民が憲法にうたわれている住みよい日本を目指して意見を述べるのが政治活動の出発点である。本会の方針である養成機関4年化や疑義照会の達成には技師法改正が必要であり、法律は国会の場で国会議員が制定していく。政治活動なしには技師法改正は実現が難しい。この活動は、われわれ診療放射線技師が得をするための行動ではなく、国民医療の発展と安全・安心な医療の提供という点で欠かせない改正なのである。

診療放射線技師は、医療スタッフの一員として国民の画像検査・放射線治療に責任ある立場である。しかし、現行の技師法では真のチーム医療の実践は困難である。医師・歯科医師の具体的指示の下、人体に放射線を照射する。その具体的指示とは管電圧・管電流・フィルムサイズなどを意味し、医師の指示は絶対であり、具体的指示通りの医療行為が行われなければならない。このような指示体系で、真のチーム医療の実践や医療安全の確保ができるはずがない。理不尽な医療職種関係について国民に向けて声を上げ、国民の支持の下、国会で技師法を改正する必要がある。これが技師会の考える政治活動ではなからうか。今後、この考えを立法府に反映させていくパイプとして、国会議員を当選させる選挙活動が必要になってくる。政治活動は国民の誰もができるが、選挙活動について公務員は禁止されており、選挙活動と政治活動を混同しないよう推し進めていく必要がある。選挙活動は選挙期間中に限られており、それ以前に行くと事前活動として処罰される。

今、われわれが取り組んでいるのは政治活動であり、決して選挙活動ではない。技師法を改正するために、私たちの代表を国会に送り出す準備をしよう。選挙が始まってからの活動だけでは当選は難しい。事前に予定候補者の人柄と政策を広め、来る選挙で当選を勝ち取っていく体制を準備しよう。